

奨学金を返済する従業員に手当を支給する中小企業へ助成します！
人材確保のために一緒に取り組みませんか！

就労・奨学金返済一体型支援事業

京都府では、中小企業の人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、従業員の奨学金返済支援を行う中小企業の負担額の一部を補助します。ぜひ、御活用ください。

補助対象

京都府内に事業所のある従業員への奨学金返済支援制度を設けている中小企業等(中小企業基本法に定める中小企業者、特定非営利活動法人、社会福祉法人、きょうと福祉人材育成認証制度による認証、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証を受けているもの等)

支援対象者

上記企業に勤め、次の要件を全て満たす者
(年齢制限なし)

- ① 正社員であること
- ② 企業就職後 6 年以内であること
- ③ 受給した奨学金を返済中であること
- ④ 府内事業所に勤務していること

制度導入メリット

- ☆求人の際の PR
- ☆福利厚生 の 充実
- ☆従業員 のモチベーションアップ

補助期間

対象者 1 人につき最大 6 年間

補助額

- ・企業負担額の 1 / 2 以内
(年間奨学金返済額の 1 万円を超える部分の 1 / 2 以内)
- ・就職後 1 ~ 3 年目 上限 9 万円 / 人・年
4 ~ 6 年目 上限 6 万円 / 人・年

大学生の 2 人に 1 人が奨学金を利用しているとのデータがあります。

申請受付

平成 31 年 4 月 1 日(月)~

申請方法

詳しくは、京都府ホームページをご覧ください。
申請書類もダウンロードできます。

<http://www.pref.kyoto.jp/rosei/syuurousyougakukin/syuurousyougakukinn1.html>

京都府 就労・奨学金

検索

お問い合わせ先・補助金申請先

まずは、御相談ください。

京都府中小企業団体中央会

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 番地

京都経済センター 3 階

電話 075(708)3701 / FAX 075(708)3725

受付時間：月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 9～12時、13時～17時